

# ～振興会を代理人とした継続検査OSS申請ご利用の会員様～

## 例年5月末～6月の継続検査OSS申請では 納税証明書有無の確認で申請が一時的に止まります！

5月は自動車税の納付月（納税証明書の年度切り替わりのタイミング）となり、仮に余裕をもってお支払いが完了しているお客様の車両でもOSS申請の大半が納税証明書有無の確認で審査が止まります。沖縄県自動車整備振興会ではトラブル防止のため、申請保留時その都度会員様へ電話連絡を行い、納税証明書原本をFAXや指導課窓口にて目視確認を行った上で申請処理を進めております。

この時、予め以下の方法で対応していただきますと電話連絡等の確認工程を省くことが出来るため、**申請処理が大幅に短縮されます。**円滑にご利用いただくため、ご協力の程よろしくお願いたします。

- ① OSS申請時、予め納税証明書を振興会宛にFAX（098-894-2225）
- ② OSS申請共同利用システムAINASのメモ機能を活用

AINASには振興会と会員事業者様間で共用閲覧が可能な「メモ機能」があります。メモ欄へ「納税証明書有り」「お客様へ確認中」等、添付の有無が確認出来る文言を入力しOSS申請を送っていただければ、振興会側でメモ内容に沿って処理を進めることができます。

※**保適証備考欄ではありません！**尚、メモ機能の有無は予めお使いのシステム会社へご確認ください。

**参考:AINAS画面**

① 車検証の記載通りに「使用者」の情報を入力します。  
※「使用者名義（個人・法人）」氏名又は名称（漢字）  
「住所」は必須項目です。  
※「代表者名（漢字）」は任意項目です。

② 車検証有効期間を選択します。  
また、申請代理人に情報を伝えるメモ項目として、「車検証有効期間短縮可否」と「放置違反金納付確認」という項目がありますので、該当する場合にはチェックを入れてください。（あくまでメモ項目です）

注1) 申請予定日は「システムの制御されて設定した日に代理人側で処理する」となる項目ではありません。代理人は基本的にはこの項目の内容に関わらず順次処理するため、車検期間が短縮されてしまう場合もありますので、トラブル防止のため申請が処理されても良い日になってから依頼データを作成して頂くようお願い致します。

注) 申請代理人に情報を伝えるためのメモ項目です。

③ 「送信」にチェックを入れます。なお、チェックを入れなかった場合には、保存のみ行われ、OSSへの送信は行われません（ステータスは「依頼前」）。

④ ③で「送信」にチェックを入れた状態で「確定」をクリックすると、当該車両の申請依頼処理は完了です。

※納税証明書有無の確認で申請が止まった場合は陸運事務所又は軽自動車検査協会窓口への原本提示が必要となるため、記録等事務委託申請はご利用いただけません。通常のOSS申請でのお手続きとなりますので、予めご了承ください。

本件に関するお問い合わせ：指導課（098-877-7065／ガイダンス①）